

多可町中小企業販路開拓支援補助金交付要綱

平成 29 年 2 月 28 日

告示第 15 号

(趣旨)

第 1 条 町長は、中小企業の振興を図るため、見本市等に出展する中小企業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、多可町補助金等交付規則（平成 17 年多可町補助金交付規則第 118 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 見本市等 見本市、展示会、商談会等で、商品見本、カタログ、パネル等の展示を行うものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げるもので、町内に店舗、工場等を有するものをいう。

(事業の内容)

第 3 条 町長は、自社製品、技術等の販路拡大を目的として、見本市等に独自に出展する本町の中小企業者に対して、補助金を交付する。

(補助対象者)

第 4 条 補助の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に主たる事業所を有する会社又は個人事業者等
- (2) 多可町暴力団排除条例（平成 24 年多可町条例第 34 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が特に適当と認めるもの

2 前項に規定するものが、個人の場合にあってはその者に係る町税等に滞納があるときは、補助対象者としなない。

(補助対象事業)

第 5 条 補助対象事業は、見本市等に出展し、その説明等を行うため従業員等を派遣して販路の拡大を図る事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業を除く。

- (1) 町が主催し、又は委託して行う見本市等への出展事業
- (2) 即売を主たる目的とする見本市等への出展事業
- (3) 他の類似の制度により助成を受ける事業

(補助対象経費)

第 6 条 補助対象経費は、見本市等への出展事業に要した経費のうち、出展料（小間料に相当する経費をいう。）、借上料、印刷製本費、広告宣伝費、運搬費及び旅費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内で前条に規定する補助対象経費の3分の2以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

2 補助事業者は、1会計年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）あたり1回に限り、補助金の交付を受けることができる。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多可町中小企業販路開拓支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の実施前に町長に提出しなければならない。

- (1) 法人登記簿謄本又は住民票の写し
- (2) 定款の写し又はこれに代わるもの
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 出展しようとする見本市等の募集要領、その他参考となる資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 多可町中小企業販路開拓支援に伴う推薦書（様式第2号）の発行を受けた後、次の書類を添付し、町長に申請しなければならない。

- (1) 町税等に関する誓約書兼調査承諾書（様式第3号）
- (2) その他参考書類

(交付の決定)

第9条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付を決定し、多可町中小企業販路開拓支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があるときは、指示又は条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者は、補助対象事業の事業費等の変更が生じたときは、多可町中小企業販路開拓支援補助金変更承認申請書（様式第5号）により町長の承認を受け、また、補助対象事業を中止しようとするときは、多可町中小企業販路開拓支援補助金中止届出書（様式第6号）により町長に届け出なければならない。

(変更の承認)

第11条 町長は、前条に規定する補助対象事業の変更に係る承認申請書が提出されたときは、これを審査し、承認の可否を決定し、多可町中小企業販路開拓支援補助金変更承認通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付時期及び方法)

第 12 条 補助金の交付時期は、補助事業が申請のとおりに完了したことを確認した後とする。

2 申請者は、前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、多可町中小企業販路開拓支援補助金交付請求書（様式第 8 号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 13 条 申請者は、補助事業の完了の日から起算して 30 日以内又は翌年度の 4 月 30 日のいずれか早い日までに多可町中小企業販路開拓支援補助金実績報告書（様式第 9 号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）補助対象事業の出展料、借上料、印刷製本費、広告宣伝費、運搬費及び旅費の支払を証するに足りる書類の写し

（2）その他町長が必要と認める書類

（交付決定の取消し等）

第 14 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

（1）この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

（2）この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

（3）補助対象事業の変更又は中止により、事業規模が縮小されたとき。

（4）前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

多可町長 様

申請者

住 所 _____

名 称 _____

代表者（氏名） _____ (印)

多可町中小企業販路開拓支援補助金交付申請書

次のとおり、補助事業を実施したいので、補助金を交付されるよう多可町中小企業販路開拓支援補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

参加予定 見本市等	名 称			
	開催場所			
	開催期間 年 月 日 () ～ 月 日 ()			
	主 催 者			
参加目的				
出展内容	製品・新技術等の名称等			
派遣従業員	職・氏名			
	計 人・述べ 日			
補助対象経費	出展料：	円	借上料：	円
	印刷製本費	円	広告宣伝費：	円
	運搬費：	円	旅 費：	円
			合計	円
交付申請額	円			

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

多可町長

様

多可町商工会
会長

㊟

多可町中小企業販路開拓支援補助金に係る推薦書

年度において、下記の者が計画する多可町中小企業販路開拓支援補助金交付要綱に係る事業計画書について、経営指導等の結果、適正であるため多可町中小企業販路開拓支援補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき推薦します。

記

- 1 申請者 所在地
名 称
代表者
- 2 推薦にあたっての意見書 別添のとおり

申請書所在地：

名 称：

代表者：

担当経営指導員：

(推薦にあたっての意見)

様式第 3 号（第 8 条関係）

町税等に関する誓約書兼調査承諾書

1 多可町中小企業販路開拓支援補助金の交付申請にあたり、納期限が到来している町税等に未納がないことを誓約します。

2 上記 1 の確認のため、次のことを承諾します。

町税等の納付状況及び申告状況を多可町が調査し、その調査結果を多可町中小企業販路開拓支援補助金交付要綱に規定する補助金の交付決定の審査等に利用すること。

多可町長 様

年 月 日

申 請 者

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

⑤

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

多可町長 印

多可町中小企業販路開拓支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました補助金の交付については、次のとおり決定しましたので、多可町中小企業販路開拓支援補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

交付決定額	円
参加予定 見本市等	名 称
	開催場所
	開催期間 年 月 日（ ） ～ 月 日（ ）
決定に際し ての指示又 は条件	○補助金交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。 ○補助金の取り扱いについては、多可町補助金等交付規則及び多可町中小企業販路開拓支援補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

様式第 5 号（第 10 条関係）

年 月 日

多可町長 様

申請者

住 所 _____

名 称 _____

代表者（氏名） _____ ④

多可町中小企業販路開拓支援補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた事業
について、次のとおり内容を変更したいので、多可町中小企業販路開拓支援補助金交付要
綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更後の補助金交付申請額	交付決定額	
	変更申請額	
	差引増減額	
変更申請の項目及び内容		
その他		

様式第 6 号（第 10 条関係）

年 月 日

多可町長 様

申請者

住 所 _____

名 称 _____

代表者（氏名） _____ (印)

多可町中小企業販路開拓支援補助金中止届出書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた事業
について、次のとおり補助事業を中止したいので、多可町中小企業販路開拓支援補助金交
付要綱第 10 条の規定により届け出ます。

交付決定額	
参加予定 見本市等	名 称
	開催場所
	開催期間 年 月 日 () ～ 月 日 ()
中止の理由	

様式第 7 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

多可町長 印

多可町中小企業販路開拓支援補助金変更承認通知書

年 月 日付で変更承認申請のありました事業については、次のとおり変更を承認しましたので、多可町中小企業販路開拓支援補助金交付要綱第 11 条により通知します。

変更後の補助金交付申請額	変更前の 交付決定額	
	変更申請額	
	変更後の 交付決定額	
変更承認の項目及び内容		
承認に際しての指示又は条件	○補助金交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け補助金交付申請書及び 年 月 日付け補助金変更承認申請書記載のとおりとする。 ○補助金の取り扱いについては、多可町補助金等交付規則及び多可町中小企業販路開拓支援補助金交付要綱の規定に従わなければならない。	
その他		

様式第 8 号（第 12 条関係）

年 月 日

多可町長 様

申請者
住 所 _____
名 称 _____
代表者（氏名） _____ ㊞

多可町中小企業販路開拓支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた事業について、次のとおり補助金を交付されるよう、多可町中小企業販路開拓支援補助金交付要綱第 12 条の規定により、関係書類を添えて請求します。

交付請求額	交付決定額	
	今回請求額	
支払方法	口座振込	
	請求金額を次の口座に振り込んでください。	
	金融機関名	
	種 別	1. 普通 2. 当座
	口座番号	
	口座名義人名	
備 考		

様式第 9 号（第 13 条関係）

年 月 日

多可町長

様

申請者

住 所 _____

名 称 _____

代表者（氏名） _____ ㊞

多可町中小企業販路開拓支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた事業について、多可町中小企業販路開拓支援補助金交付要綱第 13 条の規定により、関係書類を添えて、その実績を報告します。

参加見本市等	名 称
	開催場所
	開催期間 年 月 日（ ） ～ 月 日（ ）
	主 催 者
出展状況等	製品・新技術等の名称，出展内容等
派遣従業員	職・氏名 計 人・述べ 日
補助対象 経費	出展料： 円 借上料： 円
	印刷製本費 円 広告宣伝費： 円
	運搬費： 円 旅 費： 円
	合計 円